

2024年度 北海道支部事業結果報告

1. 基盤的保険者機能の盤石化・・・4 頁

大分類	小分類
1. 健全な財政運営	
2. 業務改革の実践と業務品質の向上	(1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底
	(2) サービス水準の向上
	(3) 現金給付等の適正化の推進
	(4) レセプト点検の精度向上
	(5) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化
3. ICT化の推進	(1) オンライン資格確認等システムの周知徹底
	(2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮・・・1 2 頁

大分類	小分類
1. データ分析に基づく事業実施	(1) 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
	(2) 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

大分類	中分類	小分類
2. 健康づくり	(1) 保健事業の一層の推進	北海道支部第3期データヘルス計画
	(2) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	i) 被保険者の特定健診実施率の向上
		ii) 被扶養者の特定健診実施率の向上
		iii) 事業者健診データ取得率の向上
	(3) 特定保健指導実施率及び質の向上	i) 被保険者の特定保健指導実施率の向上
		ii) 被扶養者の特定保健指導実施率の向上
		iii) 特定保健指導の質の向上

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮・・・12頁

大分類	中分類	小分類
2. 健康づくり	(4) 重症化予防対策の推進	i) 未治療者に対する受診勧奨の推進
		ii) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進
	(5) コラボヘルスの推進	i) 健康宣言基本モデルの標準化
		ii) 宣言事業所の拡大
		iii) 健康づくりに関する取組の質の向上
		iv) 関係団体との連携強化
3. 医療費適正化	(1) 医療資源の適正使用	v) メンタルヘルス対策の推進
		i) ジェネリック医薬品の使用促進
	(2) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信	ii) 上手な医療のかかり方
		i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
		ii) 医療提供体制等に係る意見発信
	(3) インセンティブ制度の周知	iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

大分類	小分類
4. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	(1) 支部広報計画に基づく広報活動の推進
	(2) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備・・・26頁

大分類	小分類
1. 人事・組織	(1) 人事制度の適正な運用
	(2) 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置
	(3) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
	(4) 働き方改革の推進
	(5) 風通しのよい組織づくり
2. 内部統制等	(1) 内部統制の強化
	(2) 個人情報の保護の徹底
	(3) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
	(4) 災害等の対応
	(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

1. 基盤的保険者機能の盤石化

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能の盤石化		
（１）健全な財政運営 ・評議会における保険料率に関する議論 ・保険財政に関する周知広報 ・各審議会等の協議の場における意見発信 【KPI】 設定なし	《評議会における保険料率に関する議論》 ◆第1回評議会（7月）において決算見込みを報告し、その収支のポイント、主要係数や推移等を説明した。 ◆第2回評議会（10月）において、5年収支見通し（構造変化や医療費の幅を見込んだ試算）に加えて、今後10年間のごく荒い試算について説明した。加えて、協会けんぽ財政の赤字構造と取り巻く状況（保険給付費の増加、後期高齢者支援金の短期的急増および中長期的負担、赤字健保組合の解散による影響等）を示したうえで保険料率に関する議論を開始し、事業主代表・被保険者代表・学識経験者それぞれの立場からの意見をとりまとめ、本部に意見提出を行った。 《保険財政に関する周知広報》 ◆今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解をいただくことを目的として、支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報誌を指す）による広報を行い、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行った。 《各審議会等の協議の場における意見発信》 ◆北海道医療審議会、北海道国民健康保険運営協議会、道民の健康づくり推進協議会、北海道保険者協議会等の協議に参画した。特に北海道保険者協議会においては、今後保険者間での共同事業に向けた議論に資するため、支部の保険事業等について積極的に発信を行った。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能の盤石化		
（２）業務改革の実践と業務品質の向上 1) 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・事務処理体制の強化 ・業務の標準化・効率化・簡素化と職員の意識改革 【KPI】 設定なし	《事務処理体制の強化》 ◆申請件数が多い傷病手当金及び高額療養費を重点とした、勉強会等の積極的な実施により、職員の業務知識の向上を図るとともに、前捌き業務（受付時の簡易審査及び振り分け）及び確認業務について、日々、職員が複数業務を担当することにより、職員個々の多能化を進め、業務量の多寡や優先度に応じた事務処理体制の強化を促進した。 《業務の標準化・効率化・簡素化》 ◆業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底し、業務の標準化・効率化・簡素化を定着させた。 《職員の意識改革》 ◆管理職からの説明により事業計画の理解深化を図り、業務品質及び生産性の向上に対する課題を職員全員が共有し、改善策を提案できるよう意識改革を促進した。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能の盤石化		
2) サービス水準の向上 ・サービススタンダード100%の遵守 ・郵送による申請の促進 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化 ・お客様満足度の向上 【KPI】 ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度（94.5%）以上とする	《サービススタンダード100%の遵守》 ◆サービススタンダード対象申請書（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料(費)）について、日々の進捗管理を徹底し、優先度に応じた人員を配置し処理を実施した。 《郵送による申請の促進》 ◆申請書郵送化については、支部定期広報媒体や各種研修会等により継続的に周知・広報を実施。 医療機関等におけるオンライン資格確認及び2024年12月からはマイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に伴い、所得区分を医療機関にて確認できることとなったため、限度額適用認定証が不要となり、交付申請が大幅に減少したものの、資格確認書の交付を求め窓口来訪者が増加したため、全体として前年実績より0.1ポイント郵送化率が低下した。 《受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化》 ◆上期に本部主催の電話相談対応研修に、職員及び相談員が参加し、電話相談対応の心構えや重要性を改めて理解するとともに、より高度な基本スキルや苦情初期対応等の応用スキルについて、習得した。 また、下期において、受電経験がない、契約職員に対してもケーススタディやロールプレイング等、電話対応研修を実施し、3月より電話対応を本格実施することにより受電体制の強化を図った。 《お客様満足度の向上》 ◆相談員と定期的に、お客様対応等について面談を実施。また、窓口や電話対応時のポイントについてFAQを作成し、お客様満足度向上に向けた情報共有を図った。	①100% 【参考】 サービススタンダード申請書受付件数 100,968件 (84,839件) ※（ ）内は傷病手当金受付件数 ②94.4% 【前年度実績】 2023年度末：94.5% 【参考】 ・対象申請書受付件数 328,901件 (29,847件) 前年度347,886件 (49,539件) ※（ ）内は限度額認定申請書受付件数

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能の盤石化		
3）現金給付の適正化の推進 ・傷病手当金と障害年金等との適正な併給調整 ・不正の疑いが生じた申請に対する厳正な対応 ・海外出産育児一時金の不正請求防止 ・柔道整復施術療養費の過剰受診適正化 【KPI】 設定なし	《傷病手当金と障害年金等との適正な併給調整》 ◆事務処理手順書に基づき、日本年金機構から提供される年金データおよび中間サーバー上の共済年金情報と申請書情報との突合を行い、更正決定などの処理を確実かつ速やかに実施した。 《不正疑いが生じた申請に対する厳正な対応》 ◆資格等に疑義が生じた傷病手当金申請について、給付適正化PTによる議論のうえ当該事業所への立入検査を実施。厳正な対応となる。 ◆針きゅう施術所の不適正申請疑い事案について、施術所の実地調査及び、施術管理者に対して面談で事実確認を行い、北海道厚生局に指導監査を依頼するため情報提供を行った。また、申請内容の確認を徹底し、長期頻回となることが予想される申請については、施術所に対し注意喚起文書を送付。送付後には改善が図られている。 《海外出産育児一時金の不正請求防止》 ◆海外で出産したことによる出産育児一時金について、厚生労働省の通知に基づいて、査証や行政機関が発行する出生証明の提出を必ず求めるなど、適切な事実確認を徹底した。 《柔道整復施術療養費の過剰受診適正化》 ◆多部位頻回施術や柔整審査委員会にて疑義が生じた施術所を受診している加入者、並びにいわゆる「部位ころがし」が疑われる申請の加入者に対し負傷原因等の照会を行った。 上記照会の結果、疑わしい申請があった場合や不正疑いの情報提供など面接確認が必要と判断されたものについて、面接確認委員会へ申請のうえ、面接確認を行った。	【参考】 2024年度返納金（調定） 636件 127,763,337円 【参考】 2024年度立入検査 2件（不支給決定） 【参考】 2024年度 ・負傷原因等照会件数 2,894件 ・申請書受付件数 429,601件 ・面接確認開催回数 3回開催

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能の盤石化		
4）レセプト点検の精度向上 ・「レセプト内容点検行動計画」に基づいた効果的かつ効率的な内容点検の実施 ・システム点検の効率化及び内容点検効果の高いレセプトの優先審査 ・点検員のスキル向上 ・社会保険診療報酬支払基金（一次審査）の審査事務効率化にかかる情報共有と協会が実施する二次審査の効率化 ・資格及び外傷点検の確実な実施 【KPI】 ①協会のレセプト点検の査定率を 対前年度（0.240%）以上とする ②協会の再審査レセプト1件あたりの査定額を対前年度（9,475円）以上とする	《「レセプト内容点検行動計画」に基づいた効果的かつ効率的な内容点検の実施》 ◆再審査査定件数は減少したが、高額薬剤関連での査定を含め、より効果的かつ効率的な点検を実施し、査定効果額は増加基調にある。結果、KPI ①査定率（協会単独）は前年同期比を0.034%ポイント上回る0.274%となり、全国で第2位となった。 《システム点検の効率化及び内容点検効果の高いレセプトの優先審査》 ◆昨年度同様、査定効果額を最大限確保すべく、手術を伴う入院、高額薬剤の投薬など、高点数レセプトを重点的に点検する方針を継続。結果、KPI ②1件あたりの査定額は前年同期比を4,047円上回る13,522円となった。 《点検員のスキル向上》 ◆レセプト点検員のスキルアップを図るため、比較的技能の高い点検員を「インストラクター」として位置づけ、疑問に対するアドバイスが得られやすい環境を構築し、底上げを図っている。 ◆毎月開催している「勉強会」において、参加者が好事例や疑問を持ち寄ってディスカッションを行うとともに、常時、質問や相談を受付・回答を行う体制を構築し、その回答結果等を点検員全体へ共有することで更なるスキル向上を図っている。 《社会保険診療報酬支払基金（一次審査）の審査事務効率化にかかる情報共有と協会が実施する二次審査の効率化》 ◆一次審査を行う「社会保険診療報酬支払基金」について、毎月1回、対面で行う「基金協議」、及び支部長が参加する「運営協議会」等を通じ、進捗状況等の情報収集を図り、必要に応じてレセプト点検員へのフィードバックを実施している。 《資格及び外傷点検の確実な実施》 ◆資格点検及び外傷点検について、マニュアルに基づく確実な点検を実施した。	①0.274%（2025年2月基金審査） 【前年度実績】 2024年2月基金審査：0.240% ②13,522円（2025年2月基金審査） 【前年度実績】 2024年2月基金審査：9,475円

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能の盤石化		
5) 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・「債権管理・回収計画」に基づいた債権の早期回収 ・保険証未返納者に対する早期の返納催告の確実な実施 ・日本年金機構と連携した、保険証返納及び適正な届出の周知 【KPI】 ①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度（63.05%）以上とする ②日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証の回収率を対前年度（87.24%）以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の発行停止）が行われるまでの取組とする	《「債権管理・回収計画」に基づいた債権の早期回収》 ◆返納金債権の発生額は590,196千円となり、前年度より7,581千円増加し、回収額も408,373千円となり、前年度より41,008千円増加した。結果、<u>KPI①返納金債権回収率は前年度比を6.14%ポイント上回る69.19%となった。</u> ◆文書・電話催告では、自主納付だけではなく、協会の保険資格喪失後に加入した保険との調整（保険者間調整）を積極的に活用し、返納金債権回収率の向上を図った。 ※返納金債権（無資格受診）回収額における保険者間調整回収額割合 2024年度：49.91%、2023年度：42.59% ◆上記催告で回収に至らない場合、弁護士名催告・内容証明郵便催告、法的措置による強制執行等、段階を経て回収に結び付ける措置を確実に実施した。 ※弁護士名：599件、内容証明：97件、支払督促申立（簡裁）：58件 《保険証未返納者に対する早期の返納催告の確実な実施》 ◆日本年金機構における資格喪失届の電子申請による届出増加やマイナ保険証への移行が進む影響から、全国的に保険証回収率が減少している。結果、<u>KPI②資格喪失後1か月以内の保険証回収率は前年度比を1.59%ポイント下回る85.65%となった。</u> ◆システムにより保険証未回収枚数の多い事業所を抽出し、電話による催告を195件実施した。※健康保険証の発行が停止となった2024年11月までの取組件数 《日本年金機構と連携した、保険証返納及び適正な届出の周知》 ◆日本年金機構札幌西地域代表年金事務所へ訪問し、健康保険資格喪失等の長期遡及に係る適正な届出について、道内各年金事務所窓口における周知依頼を実施した。	①69.19% 【前年度実績】 2023年度末：63.05% ②85.65%（2024年11月末） 【前年度実績】 2023年度末：87.24%

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
1. 基盤的保険者機能の盤石化		
（３）ICT化の推進 １）オンライン資格確認等システムの周知徹底 ・加入者及び事業主への周知広報 【KPI】 設定なし	《加入者及び事業主への周知広報》 ◆マイナンバーカードの保険証利用促進にかかる周知の中で、オンライン資格確認のメリットを訴求することで、加入者及び事業主への周知広報を図った。	—
２）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ・マイナ保険証の利用推進 ・資格確認書の円滑な発行等への取り組み 【KPI】 設定なし	《マイナ保険証の利用促進》 ◆関係団体（商工会議所・商工会・中小企業団体中央会）を通じた加入事業所への周知（８～１０月）、メールマガジンや納入告知書同封チラシおよび新聞広告（北海道新聞１０月）を活用した加入者への普及啓発を通じて、利用率向上に向けた取り組みを行った。 《資格確認書の円滑な発行等への取り組み》 ◆加入者１,０００名以上の大規模事業所へ訪問や電話により、９月から送付する「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下４桁）」の配付依頼や、資格確認書発行にかかる留意点の説明をするなど、事業所の事務負担を軽減させる取り組みを実施した。 また、加入者からの照会に十分に対応できる体制の設置（多言語対応のマイナンバーコールセンター）について、支部定期広報媒体を活用し周知を図った。	—

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
（１）データ分析に基づく事業実施 1) 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・本部との連携を強化したうえで医療費・健診データ等を活用した地域差等の分析の実施 ・北海道が進める「全世代型予防・健康づくり推進事業」により得られた分析結果を活用した自治体・国民健康保険団体連合会等との連携 ・調査研究事業や分析成果の内外への発信 ・人材育成による調査研究体制の充実化 【KPI】 設定なし	《医療費分析の結果を活用した自治体・国保関係団体との連携》 ◆KDB Expander（北海道が進める「全世代型予防・健康づくり推進事業」のデータベース）を活用して健康増進計画を策定した函館市と連携し、市の進捗会議にオブザーバーとして出席し（９月）、職域としての事業を地域と連携した形で実施していくことを発信した。 - また、北海道全体での喫煙率低減を目的として連携自治体と連携を深め、国保連合会の支援のもとで協同して禁煙勧奨通知を発送した。（詳細はP15「保健事業の一層の推進」のとおり） 《調査研究や分析結果を活用した取組の推進及び発信》 ◆北海道医療大学との共同研究「加入者の歯科受療行動と背景要因の関連性」について、５月開催の協会けんぽ「調査研究フォーラム」でポスター発表を実施した。また、これまでの共同研究において、一部業態で歯科未受診かつ口腔状況不良の傾向がみられていたことから、さらに当該業態の健康経営参画別の検討を行い、その結果を協会けんぽ本部が毎年度発行する「調査研究報告書」に寄稿し掲載された。 ◆支部職員の調査分析スキルの底上げを図るべく、支部インフォメーション（支部内電子掲示板）を通じて、分析システムの使用手法や活用例をシリーズ化して発信した。 ◆地域・職域連携推進連絡会（保健所単位で開催される道・自治体・職域関係者等による会議体）へ参加（富良野、北網、釧路、根室）し、各地域の統計情報や支部事業等について発信した。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
2) 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ・外部有識者の知見を活用した調査研究事業実施及び研究結果を基にした新規事業の検討 ・「保険者努力重点支援プロジェクト」による事業展開及び保険者協議会等を活用した意見発信 ・「歯科受療行動と健診結果等の関連性」について北海道医療大学と共同研究及び研究結果を基にした事業の検討 【KPI】 設定なし	《外部有識者を活用した調査研究の実施》 ◆重点支援プロジェクトでは、外部有識者（本部のアドバイザリーボードや支部の地域アドバイザー）の助言を受けながら対象支部に共通する課題について集約した。各課題に対応するための事業を検討し、北海道支部においては個別通知事業（喫煙者への禁煙勧奨通知、胸部エックス線有所見者への受診勧奨通知、若年のリスク保有者への生活習慣改善通知）、および周知啓発事業（健康づくり講演会 [9月] 会場59名、オンライン291名参加）を実施した。 ◆これまでの共同研究結果を基に、健康宣言事業所を通じて、直近1年間歯科受診をしていない従業員に対する歯科無料健診（歯科未受診者の口腔内調査・540名）を実施し、あわせて歯科健診に関する事業所向けアンケートを行った。今後、歯科健診を契機としたその後の定期受診に繋がっているか等を継続して検討する。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
（2）健康づくり 1）保健事業の一層の推進 ・第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・喫煙者に対するオーダーメイド型通知書の送付 ・生活習慣病予防健診問診時の医師による簡易禁煙指導の実施 ・職場単位で禁煙に取り組むことが可能なサービスの提供 ・特定保健指導実施時の確実な禁煙指導 ・職場における分煙及び禁煙の推進策をメインテーマとしたセミナーの開催 【KPI】 北海道支部加入者の喫煙率について、34.2%以下とする	《保健事業の一層の推進》 ◆北海道支部で従来より取り組んできた「喫煙者に対するオーダーメイド型通知」は、今年度、保険者努力重点支援プロジェクトの取り組みに位置付けられたため、ターゲット別（例：子のいる喫煙者等）のアプローチとして本部や対象支部と連携し、北海道支部主導で通知デザインの調達を進め、9月末に発送した（30,000名）。 なお、北海道全体での喫煙率低減を目的として連携を深め、国保連合会の支援のもとで連携自治体（函館市・苫小牧市・新ひだか町）では国保加入者へ、支部で作成した資材を活用して禁煙勧奨通知を11月に発送した。さらに、支部が9月末に発送した通知には、これら自治体から地元の禁煙相談窓口（地域資源）の広報物の提供を受け、同封している。 ◆医師による簡易禁煙指導について、新規契約の積極的な働きかけや、実施機関に対する綿密な進捗管理等に取り組んだ結果、前年度と比較して+8機関契約、+約4,000件となり、目標の35,000件を超える実施に結び付いた（35,200件）。 ◆宣言事業所に対する職場単位での喫煙対策の一助として、社内セミナー形式のプログラム（34種のうち5種が喫煙対策特化）と個人プログラム（LINE利用・喫煙対策を含む）の利用機会を提供した。セミナー形式は7社、個人単位は66名23社がプログラムを選択し、職場での禁煙対策の支援を行った。 ～ 次頁に続く ～	● 34.71%（※速報値） ※2024年度分は速報値(情報システムより抽出)

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
	～ 前頁の続き ～ ◆主に事業主及び職場の労務管理責任者に対し、「職場における喫煙対策推進」をテーマとしたセミナーを6月に実施した（会場34人、オンライン117人参加）。禁煙外来の医師、国立がん研究センター研究員、同センター実施の「職場の禁煙支援介入プログラム」に参加した企業による講演とし、職場での禁煙対策について具体的な取り組みを啓発した。	

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績																														
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮																																
2) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・被保険者の特定健診実施率の向上 ・事業者健診データ取得率の向上 ・被扶養者の特定健診実施率の向上 【KPI】 特定健診実施率を59.3%以上とする ①生活習慣病予防健診実施率を56.3%以上（受診見込者408,000人）とする ②事業者健診データ取得率を13.8%以上（取得見込者100,000人）とする ③被扶養者の特定健診実施率を22.8%以上（受診見込者49,200人）とする	《被保険者の特定健診実施率の向上》 ◆新規適用事業所への文書勧奨及び電話勧奨（約4,000社）、任意継続被保険者（約8,200人）への文書勧奨を実施した。 ◆健診機会の確保のため新規実施機関4件と契約した。 ◆健診費用の自己負担軽減及び付加健診実施年齢の拡大を受診増加に結びつけていくために、業界団体への広報協力依頼や健診機関による事業所への受診勧奨（事業者健診からの切り替え勧奨）を実施した。 《事業者健診データ取得率の向上》 ◆労働安全衛生法による定期健康診断の健診結果データ作成契約を締結している健診実施機関への健診結果提供依頼や事業所からのデータ提供依頼書の取得等の勧奨業務を委託事業者により実施。データでの健診結果取得件数が想定より伸び悩んでいたため、事業所から直接紙による健診結果の取得へ切り替えることで前年度の取得率を上回ることができた。 ◆北海道労働局、北海道厚生局、北海道との連名文書による提供依頼を実施した。（約600社） ◆健診結果の提出依頼に応じない事業所へ電話や訪問による個別勧奨を強化した。 ～ 次頁に続く ～	● 56.7% 〈内訳〉 ①53.1%(生活習慣病予防健診) ②12.4%(事業者健診データ) ③22.1%(被扶養者の特定健診) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2024年度</th><th>2023年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①②被保険者対象者数(A)</td><td>751,094</td><td>735,315</td></tr> <tr> <td>①被保険者実施者数(B)</td><td>398,859</td><td>411,161</td></tr> <tr> <td>①実施率(B/A)</td><td>53.1%</td><td>55.9%</td></tr> <tr> <td>②データ取得数(C)</td><td>92,821</td><td>82,968</td></tr> <tr> <td>②データ取得率(C/A)</td><td>12.4%</td><td>11.3%</td></tr> <tr> <td>③被扶養者対象者数(D)</td><td>189,879</td><td>198,260</td></tr> <tr> <td>③被扶養者実施者数(E)</td><td>41,936</td><td>43,830</td></tr> <tr> <td>③被扶養者実施率(E/D)</td><td>22.1%</td><td>22.1%</td></tr> <tr> <td>特定健診受診率 (B+C+E)/(A+D)</td><td>56.7%</td><td>57.6%</td></tr> </tbody> </table>		2024年度	2023年度	①②被保険者対象者数(A)	751,094	735,315	①被保険者実施者数(B)	398,859	411,161	①実施率(B/A)	53.1%	55.9%	②データ取得数(C)	92,821	82,968	②データ取得率(C/A)	12.4%	11.3%	③被扶養者対象者数(D)	189,879	198,260	③被扶養者実施者数(E)	41,936	43,830	③被扶養者実施率(E/D)	22.1%	22.1%	特定健診受診率 (B+C+E)/(A+D)	56.7%	57.6%
	2024年度	2023年度																														
①②被保険者対象者数(A)	751,094	735,315																														
①被保険者実施者数(B)	398,859	411,161																														
①実施率(B/A)	53.1%	55.9%																														
②データ取得数(C)	92,821	82,968																														
②データ取得率(C/A)	12.4%	11.3%																														
③被扶養者対象者数(D)	189,879	198,260																														
③被扶養者実施者数(E)	41,936	43,830																														
③被扶養者実施率(E/D)	22.1%	22.1%																														
特定健診受診率 (B+C+E)/(A+D)	56.7%	57.6%																														

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
	～ 前頁の続き ～ 《被扶養者の特定健診実施率の向上》 ◆協会主催による無料特定健診を2024年7月～2025年3月の期間中203会場で実施した。 受診者数：17,130人（前年比105%） ◆特定健診の実施率改善のため、自治体と連携して特定健診を実施した。 ①国保主体で行われている住民健診への協会加入者の受け入れ 石狩市、新ひだか町 ②共同開催による集団健診の実施 岩見沢市、栗山町、苫小牧市	

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績																												
2．戦略的保険者機能の一層の発揮																														
3) 特定保健指導実施率及び質の向上 ・被保険者の特定保健指導実施率の向上 ・被扶養者の特定保健指導実施率の向上 ・特定保健指導の質の向上 【KPI】 特定保健指導の実施率を15.6%以上とする «内訳» ①被保険者の特定保健指導実施率を15.1%以上とする（対象者数：101,092人、実施見込者数：15,300人） ②被扶養者の特定保健指導実施率を26.9%以上とする（対象者数：4,232人、実施見込者数：1,140人）	《被保険者の特定保健指導実施率の向上》 ◆健康意識の高いタイミング、かつ、利便性が高い、健診当日の特定保健指導の積極的な実施について、継続的に委託実施機関へ働きかけを実施した。 ◆新規実施健診機関1件と契約した。 ◆支部指導者の訪問が困難な地域をカバーするため、専門事業者に委託して特定保健指導を実施した。 ◆特定保健指導の利用案内の徹底した。また、利用が途絶えた事業所へ重点的に利用勧奨を実施した。（利用案内率：86.6%） 《被扶養者の特定保健指導実施率の向上》 ◆協会が主催している無料特定健診の会場において、健診当日の特定保健指導の実施を徹底した。 《特定保健指導の質の向上》 ◆第4期の特定保健指導にアウトカム指標が導入され、腹囲2 c m・体重2 k g 減の達成を目指す特定保健指導の実施を踏まえ「行動変容による効果」を高める知識・スキルの習得をテーマに保健指導者の研修を実施した。（6月、10月、2月） ◆委託実施機関の初回面談実施率、中断率の改善を目的として、実施機関の担当者と定期的にヒアリングを実施した。	● 15.7% 〈内訳〉 ①15.2%(被保険者) ②29.3%(被扶養者) <table><tr><th colspan="2"></th><th>2024年度</th><th>2023年度</th></tr><tr><td rowspan="3">被保険者</td><td>対象者数</td><td>99,719</td><td>94,602</td></tr><tr><td>実施者数</td><td>15,150</td><td>12,790</td></tr><tr><td>実施率</td><td>15.2%</td><td>13.5%</td></tr><tr><td rowspan="3">被扶養者</td><td>対象者数</td><td>3,642</td><td>3,842</td></tr><tr><td>実施者数</td><td>1,067</td><td>746</td></tr><tr><td>実施率</td><td>29.3%</td><td>19.4%</td></tr><tr><td>合計</td><td>実施率</td><td>15.7%</td><td>13.7%</td></tr></table> ※実施者数＝実績評価者数			2024年度	2023年度	被保険者	対象者数	99,719	94,602	実施者数	15,150	12,790	実施率	15.2%	13.5%	被扶養者	対象者数	3,642	3,842	実施者数	1,067	746	実施率	29.3%	19.4%	合計	実施率	15.7%	13.7%
		2024年度	2023年度																											
被保険者	対象者数	99,719	94,602																											
	実施者数	15,150	12,790																											
	実施率	15.2%	13.5%																											
被扶養者	対象者数	3,642	3,842																											
	実施者数	1,067	746																											
	実施率	29.3%	19.4%																											
合計	実施率	15.7%	13.7%																											

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
4) 重症化予防対策の推進 ・医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進 ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進 【KPI】 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度（32.1%）以上とする	《医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の推進》 ◆健診にて「要治療」「要精密検査」と判定された者に対し、健診機関の医師、看護師、保健師による受診勧奨を19機関で実施した。 7,040人に受診勧奨を実施 ◆健診受診後3か月経過しても医療機関への受診が確認できない方に対して協会本部において実施した受診勧奨通知（一次勧奨）の約1か月後に、支部において受診忘れ防止や重症域の対象者の早期受診を促すため、二次勧奨（文書勧奨）を実施した。 35,745人に受診勧奨を実施 《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進》 ◆糖尿病の治療中断者及び治療が必要な軽症域の方を対象に、札幌市医師会東区支部と連携し、札幌市東区在住の対象者へ文書による受診勧奨を実施した。 319人に受診勧奨を実施	● 32.9% （2023年4月～2024年3月健診受診分） 【前年度実績】 2022年4月～2023年3月健診受診分：32.1%

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
5) コラボヘルスの推進 ・健康宣言基本モデルの標準化 ・宣言事業所の拡大 ・健康づくりに関する取組の質の向上 ・関係団体との連携強化 ・メンタルヘルス対策の推進 【KPI】 健康宣言事業所数を3,300事業所 (※) 以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数 及び今後標準化された健康宣言への更新が 見込まれる事業所数	《健康宣言基本モデルの標準化》 ◆標準化された宣言事業（健診・保健指導の目標値設定等）をしていない全ての宣言事業所に対し、年度末までの再エントリーを促す文書勧奨を実施した（通年）。 《宣言事業所数の拡大》 ◆健診受診率が一定以上であり被保険者数が10名以上である5,000事業所を対象に、連名（行政機関・経済団体等）による勧奨文書を発送した（7月）。宣言事業所数の前年度比+249社のうち、本取り組みによるエントリーは63社（25%）であった。 《宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上》 ◆事業所が従業員の健康課題を把握して、自社の健康づくりに前向きに取り組めるようになることを目的として、宣言事業所（9月末時点）3,200社に対し、事業所カルテを送付した。 あわせて健康経営優良法人2025の募集開始・認定取得にかかるセミナーの開催等の情報提供を行った。 ◆健康経営の取り組みを具体的に支援するため、新たな貸出健康測定機器として野菜摂取量の目安を計測する機器（ベジチェック）を選定し、のべ254社へ貸出を実施した。また、社内セミナー形式（34種）のプログラムと個人プログラム（LINE利用）の利用機会を提供し、セミナー形式は119社（前年比+90社）、個人単位は66名23社（前年比-46名-26社）が参加した。 ◆健康経営優良法人認定事業所へのインタビュー（事業主や従業員の具体的なコメントを交えた記事）を広報誌（年6回）に掲載し、好事例の横展開を図った。 ～ 次頁に続く ～	● 3,394事業所 【前年度実績】 3,145事業所

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
	～ 前頁の続き ～ 《関係団体等との連携の強化》 ◆関係団体と連携し、健康経営推進を目的に「健康経営セミナー」を開催した。 ・12月開催（会場44名、オンライン92名参加） 共催：明治安田生命保険相互会社 内容：健康経営優良法人の事業主からの社内事例紹介に加え、事業主と総務担当、支部職員を交えたディスカッションを実施。 ・2月開催（会場のみ47名参加） 共催：大塚製薬株式会社北海道支店、北海道 内容：北海道経済産業局の基調講演ののち、事業所2社による社内事例紹介を実施。 《メンタルヘルス対策の推進》 ◆北海道医師会・北海道産業保健総合支援センター・北海道労働局と連携し、9月に札幌市の会場にて「健康づくり講演会」を開催した。 メンタルヘルス対策に加え、北海道支部の医療費が高い「筋骨格系疾患」（保険者努力重点支援プロジェクトで集約された課題の1つ）に関する講演を実施した。 具体的には、医学的にみた筋骨格系疾患に関する予防策、労災対策としての事業所向け危機回避対策等を医師と行政担当者の両面から講演いただいた。開催にあたっては、会場とオンライン（YouTube）を組み合わせたハイブリットとし、参加者の最大化を図った（会場59名、オンライン291名参加）。	

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
（3）医療費適正化 1）医療資源の適正使用 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・上手な医療のかかり方 【KPI】 ジェネリック医薬品使用割合(※)を、年度末時点で対前年度（85.0%）以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	《ジェネリック医薬品の使用促進》 ◆2024年度から、ジェネリック医薬品軽減額通知は目標未達成支部等が対象（北海道支部は対象外）となったため、送付しなかった。 自医療機関（薬局）におけるジェネリック医薬品の処方（調剤）割合等を見える化した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を送付した（3月・4,797機関）。 《上手な医療のかかり方に係る働きかけ》 ◆昨年度実施した上手な医療のかかり方（①時間外受診 ②紹介状なし大病院受診 ③お薬手帳持参なし）に関する個別通知の効果測定を実施（送付対象者20,000人のうち、基準月と比較月両方にレセプトがある13,708人）。回数と医療費削減効果を測った。 ①（病院・診療所）7,514回→3,269回 約338万円（薬局）4,553回→2,141回 約96万円 ②198回→18回 ③24,022回→16,495回、約444万円 結果として単年度の費用対効果は達成せず、また通知（情報提供）が行動変容を促したと言い切れるか判断しがたく、事業継続への道筋は得られなかった。プロセス（可能な限り根拠を持ち効果額を算出した手法）については今後の他事業にも応用可能であり評価できる。 ◆上手な医療のかかり方啓発として、SNSを活用した広報を実施（12月～3月）した。20～40代加入者へ「時間外受診」「スイッチOTC（セルフメディケーション）」、50～60代加入者へ「リフィル処方箋」・「かかりつけ医（薬局）」を訴求するマンガ広報にて、エンゲージメント（反応・拡散等）を企図した仕組みとし、目標（2%以上）を上回る結果（X:6.68%、YouTube:25.64%）が得られた。またXは女性ユーザー、YouTubeは男性ユーザーの反応が得られやすい等の違いが確認できた。受託者提案により読売新聞夕刊に掲載（12～3月）した。	● 89.8%※（1月診療分） 【前年度実績】 2023年度末：85.0% ※補足 2024年10月から、後発医薬品のある先発医薬品[長期収載品]の選定療養の仕組み（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金の患者負担）が開始された影響が大きい

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
2) 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療提供体制等に係る意見発信 ・医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 【KPI】 設定なし	《医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信》 《医療提供体制に係る意見発信》 《医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信》 ◆札幌圏域（8月、11月）・北網圏域地域医療構想調整会議（7月、12月）に参画。議題は主に地域の医療機関の指定関係等に終始しており、保険者の意見発信の余地はなかった。 その後、地域医療構想会議および在宅医療多職種連携協議会へデータ提供を実施している医療データ分析センター運営協議会（北海道保健福祉部地域医療課）へ、二次・一次医療圏単位の流入出状況等を資料提供（3月）した。 また北海道保険者協議会においては、今後保険者間での共同事業に向けた議論に資するため、支部の保健事業等について積極的に発信（12月）を行った。	—
3) インセンティブ制度の周知 ・定期広報媒体のほか、SNSや各種セミナーの活用 【KPI】 設定なし	《周知広報の確実な実施》 ◆インセンティブ制度の周知・広報については、2023年度の実績評価結果とともに、加入者・事業主向けに取り組んでいただきたいこと（健診受診等）を具体的に示し、支部定期広報媒体により実施（12月～1月）した。 また保険料率改定と併せて、インセンティブ制度指標を踏まえた広報を実施した。従業員の健康と会社経営を中心とした広報を日本経済新聞に、個人の健康づくりと保健指導を中心とした広報を北海道新聞にそれぞれ掲載（3月）した。あわせて、掲載内容が理解に繋がったか等を測るため、新聞モニター調査を実施した。加入者の行動で保険料率が下がる仕組み（インセンティブ制度）を知っていたのは40%、今回の広告を見て保健指導の重要性を理解できたのは87.3%となり、広告による一定の効果を確認することができた。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮		
（４）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 1) 支部広報計画に基づく広報活動の推進 【KPI】 設定なし	《支部広報計画に基づく広報活動の推進》 ◆「支部広報計画」を策定し、支部定期広報媒体をはじめとした広報活動を年間を通じて計画的に実施した。 ◆最重要トピックスであるマイナ保険証の利用促進については、関係団体（商工会議所・商工会・中小企業団体中央会）の広報媒体を通じた加入事業所への周知（８～１０月）を図るなど、顔の見える地域ネットワークを活用して加入者の理解を深める取り組みを進めた。 ◆上期は、主に若年者を対象とした禁煙啓発として、SNSを活用した広報を展開（８～１１月）した。非喫煙者からも共感を得ることを企図し、喫煙者の非合理性を描いた４種の縦型動画にて、目標（表示回数１,１００万回以上）を上回る結果（約１,３３３万回）が得られた。 下期は、上手な医療のかかり方啓発として、SNSを活用した広報（１２～３月）を展開した。「時間外受診」「スイッチOTC」「リフィル処方箋」等を訴求するマンガ広報にて、エンゲージメント（反応・拡散等）を企図した仕組みとし、目標（２％以上）を上回る結果（X:6.68%、YouTube:25.64%）が得られた。またXは女性ユーザー、YouTubeは男性ユーザーの反応が得られやすい等の違いが確認できた。	—
2) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化 【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を44.0%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度（8,659事業所）以上とする	◆支部定期広報媒体および健康事業所宣言の連名（行政機関・経済団体等）による勧奨（７月）、新規適用事業所への勧奨（年６回）にて、委嘱拡大を実施した。2024年度末時点のカバー率は43.7%、委嘱事業所数8,909件となった。 ◆札幌市の会場にて「健康保険委員研修会」を開催（３月）した。「マイナ保険証に関する健康保険事務について」を主要事項とし、多くの参加申し込みがあった（会場67人、オンライン416人）。事業所から問い合わせの多い事項を中心に支部職員が説明した。	被保険者数の割合 ●43.70% 委嘱事業所数 ●8,909事業所 【前年度実績】 2023年度末： 被保険者数の割合 43.3% 委嘱事業所数 8,659事業所

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備		
（１）人事・組織 1) 人事制度の適正な運用 ・実績や能力本位かつ適材適所の人事の推進 ・人事制度改正における職員への制度説明準備 【KPI】 設定なし	《実績や能力本位かつ適材適所の人事の推進》 ◆2022年度に実施された間接システム刷新により、システムを活用した人事評価事務が開始されている。 システムを使用した標準的な取り扱いを浸透させることで、人事評価制度の適正運用の徹底を図っており、評価制度を基とした適材適所の人事配置を行っている。 《人事制度改正における職員への制度説明準備》 ◆人事制度については職員が2025年7月から、契約職員が2026年4月から改正されることとなったため、説明会等を実施し周知を図った。	—
2) 新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置 ・支部運営に内在する課題の把握及び課題を解決するレイアウト等の議論 【KPI】 設定なし	《支部運営に内在する課題の把握及び課題を解決するレイアウト等の議論》 ◆業務システム刷新の成果として、基盤的保険者機能から戦略的保険者機能への人員創出を着実に実施しており、現状喫緊の課題やレイアウト変更等については検討されていない。	—
3) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・管理職のマネジメント力及び一般職層の課題発見・解決力等の強化 【KPI】 設定なし	《管理職のマネジメント力及び一般職層の課題発見・解決力等の強化》 ◆定期的な人事異動により担当業務を変更させることで、異動者本人の多能化や、管理者のマネジメント力向上等人材育成に努めている。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備		
4) 働き方改革の推進 ・職員にとって健康で働きやすい職場環境の整備 ・病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組の推進 ・年次有給休暇や育児休業の取得促進 【KPI】 設定なし	《職員にとって健康で働きやすい職場環境の整備》 《病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組の推進》 《年次有給休暇や育児休業の取得促進》 ◆業務の標準化や人材の多能化を進めることにより、病気や子育て・介護等と仕事の両立支援や、休暇や育児休業を取得しやすい環境などを整備している。 ◆eラーニングによるハラスメント防止研修について6月に実施しており、受講が必要な全員に実施させた。 また、ハラスメント相談員を対象とした、ハラスメント相談に関する研修についても8月に相談員全員受講させた。	—
5) 風通しのよい組織づくり ・職員同士の交流の機会づくりを推進し職員の課題把握力及び解決力を強化	《職員同士の交流の機会づくりを推進し職員の課題把握力及び解決力を強化》 ◆昨年実施された職場風土アンケートにて、コミュニケーション不足が課題と分析されていたことから、今年度は補佐を中心としたミーティングにて、職員同士のコミュニケーション向上を図った。 また、職員研修においても、コミュニケーションをテーマとした研修を実施することで、職員同士の交流を基とした課題の把握や解決力向上に繋げている。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備		
（2）内部統制等 1）内部統制の強化 ・支部独自リスクマップの活用 ・業務の目的理解や根拠規程に基づいた業務遂行の重要性理解と定着化 ・階層別研修やeラーニングの活用 【KPI】 設定なし	《支部独自リスクマップの活用》 ◆昨年度作成したリスクマップを活用し、リスク予防措置の策定に活かした。 《業務の目的理解や根拠規程に基づいた業務遂行の重要性理解と定着化》 ◆業務マニュアルや各種規程に基づく業務処理について、日々の業務やミーティング、勉強会を通じて理解させ、職員全体に定着させている。 特に、人事異動による担当変更が多くなる10月の定期異動時に、事務引継に関する対策を策定し、集中的に実施している。 《リスク管理等に関する研修の実施》 ◆eラーニングによるリスク管理研修については8月・12月に実施しており、受講が必要な全員に実施させた。また、本部主催のリスクマネジメント研修が2月に実施された。	—
2）個人情報の保護の徹底 ・個人情報保護に関する研修の実施 ・個人情報保護管理委員会を通じた個人情報保護の徹底 【KPI】 設定なし	《個人情報保護に関する研修の実施》 ◆個人情報保護研修に関しては、今年度より全3回に分割した研修およびテストを、eラーニングで本部が実施することとしており、3回とも受講が必要な者は全員実施させた。 《個人情報保護管理委員会を通じた個人情報保護の徹底》 ◆個人情報保護管理委員会を2回開催。 自主点検結果の検証や情報セキュリティ計画の策定、内部監査の検証など、個人情報の漏洩に繋がるような事態が発生することのないよう議論している。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備		
3) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・コンプライアンスに関する研修の実施 ・コンプライアンスに係る取組の推進 【KPI】 設定なし	《コンプライアンスに関する研修の実施》 ◆コンプライアンス研修および自己点検について、今年度もeラーニングにより2月に実施し、受講が必要な全員に実施させた。 《コンプライアンスに係る取組の推進》 ◆コンプライアンスに係る取組として、コンプライアンス委員会を3回実施している。 議題としては、情報セキュリティやリスク予防、事務処理誤り防止などについて議論し、コンプライアンス意識の向上に繋げている。	—
4) 災害等の対応 ・定期的な安否確認訓練及び初動対応マニュアルに沿った対応シミュレーションの実施 ・情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な対策 【KPI】 設定なし	《定期的な安否確認訓練及び初動対応マニュアルに沿った対応シミュレーションの実施》 ◆安否確認訓練について、8月・2月に実施した。 目標時間内の回答率は94.6%（8月）・98.5%（2月）となり、昨年（99.0%）より下回ったものの、悪くない結果であったと判断している。 ◆初動対応マニュアルの周知について、9月に実施した。 胆振東部地震が発生した9月6日に全体周知を行うことで、自分事としてとらえてもらえるように企画し、マニュアルに関するテストも実施した。 《情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な対策》 ◆情報セキュリティに関しては、研修により個々の意識向上を図っている。 今年度より全4回に分割した研修およびテストをeラーニングで本部が実施しており、受講が必要な全員に実施させた。 全問正解できなかった者には、支部にて再テストを実施したり、2年連続不正解者への個別指導など理解度向上に努めている。	—

事業計画（重点事項）	実施状況	K P I の実績
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備		
5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した経費の節減 ・調達の透明性の確保 ・一者応札案件数の減少 ・可能な限り一般競争入札又は見積競争公告を実施 【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	《競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した経費の節減》 ◆できる限り一般競争入札等の透明性が高い調達方法を活用することで、経費の節減を図った。 《一者応札案件数の減少》 ◆調達を担当する職員への研修を昨年度、今年度と実施したことで、スケジュールの共有化が図られていること、応札しやすい仕様書へ見直しを行うことで、入札参加者の最大化が図られている結果、一者応札案件は発生していない。	● 0% 【前年度実績】 2023年度末：9.1%